

吸収分割に関する事前開示事項

(会社法に基づく事前備置書面)

2026年1月9日

2026年3月23日変更

吸収分割会社 日野自動車株式会社

吸収分割承継会社 トヨタ自動車羽村株式会社

2026年1月9日

2026年3月23日変更

※前回からの変更箇所については下線を引いております。

各 位

東京都日野市日野台三丁目1番地1
日野自動車株式会社
代表取締役 小木曾 聡

東京都羽村市緑ヶ丘三丁目1番地1
トヨタ自動車羽村株式会社
代表取締役 青木 是篤

吸収分割に係る事前開示書面

(吸収分割会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

日野自動車株式会社（以下「日野自動車」といいます。）及びトヨタ自動車羽村株式会社（以下「トヨタ自動車羽村」といいます。）は、2025年11月27日付で日野自動車を吸収分割会社、トヨタ自動車羽村を吸収分割承継会社とする吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、効力発生日を2026年4月1日として、日野自動車の羽村工場で行われる自動車製造事業、自動車部品製造事業及び工機保全事業（但し、羽村工場に所在のテストコースにおける開発事業及びお客様テクニカルセンターに係る事業並びに第6工場におけるKD業務、補給部品の梱包及び出荷等の業務に係る事業を除く。）に関して有する権利義務をトヨタ自動車羽村に承継させること（以下「本吸収分割」といいます。）といたしましたので、会社法の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙（1）のとおりです。その後、日野自動車及びトヨタ自動車羽村は、本吸収分割契約を変更するため、別紙（1）－2の吸収分割契約に関する変更覚書を2026年3月17日付で締結しています。

なお、本吸収分割は、日野自動車において会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割、トヨタ自動車羽村においては会社法第 796 条第 1 項に定める略式吸収分割となります。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

トヨタ自動車羽村は、日野自動車の完全子会社であるため、本吸収分割に際し、分割対価の交付はありません。

3. 吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

日野自動車は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」又は日野自動車の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

https://www.hino.co.jp/corp/for_investors/financial_statements.html

(2) 臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

(第三者割当増資の実施の決定)

日野自動車は、2025 年 6 月 10 日開催の取締役会において、日野自動車からトヨタ自動車株式会社 (以下「トヨタ」といいます。) に対する、日野自動車の普通株式及び A 種種類株式の第三者割当の方法による発行 (以下「本第三者割当増資」といいます。) の実施及びトヨタとの間で株式引受契約を締結することを決議し、同日付で株式引受契約を締結いたしました。本第三者割当増資及び当該株式引受契約の詳細につきましては、日野自動車が 2025 年 6 月 10 日付で公表した「第三者割当による普通株式及び A 種種類株式の発行に関するお知らせ」及び 2026 年 3 月 2 日に公表した「(開示事項の経過) 第三者割当による普通株式及び A 種種類株式の発行に関する払込予定日のお知らせ」もご参照ください。本第三者割当増資の払込は 2026 年 3 月 27 日を予定しております。

(羽村工場のトヨタへの移管)

日野自動車は、2025 年 6 月 10 日開催の取締役会において、日野自動車の羽村工場をトヨタに移管することを決議し、2025 年 11 月 27 日付で当該移管に係る本吸収分割契約を締結いたしました。また、日野自動車及びトヨタ自動車羽村は、本吸収分割契約を変更するため、別紙 (1) - 2 の吸収分割契約に関する変更覚書を 2026 年 3 月 17 日付で締結しています。当該移管の詳細につきましては、日野自動車が 2025 年 6 月 10 日付で公表した「羽村工場のトヨタ自動車株式会社への移管に関する契約締結のお知らせ」、

2025年8月21日付で公表した「(開示事項の経過) 羽村工場のトヨタ自動車株式会社への移管に伴う準備会社の設立(子会社の異動)のお知らせ」及び2025年11月27日付で公表した「(開示事項の経過) 羽村工場のトヨタ自動車株式会社への移管に伴う会社分割(簡易吸収分割) 契約締結のお知らせ」もご参照ください。

(株式交換契約の締結)

日野自動車は、2025年10月20日開催の取締役会において、三菱ふそうトラック・バス株式会社との経営統合の一環として、経営統合後の商号を ARCHION 株式会社とする、日野自動車と三菱ふそうトラック・バス株式会社両社統合の持株会社との間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、日野自動車が2025年6月10日付で公表した「当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る経営統合契約の締結に関するお知らせ」及び2025年10月20日付で公表した「(開示事項の経過) 当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る株式交換契約の締結に関するお知らせ」もご参照ください。

(連結子会社の経営権移管等)

日野自動車は、2025年12月18日開催の取締役会において、①日野自動車の連結子会社である東北北海道日野自動車株式会社、北海道日野自動車株式会社、宮城日野自動車株式会社、福島日野自動車株式会社及び南関東日野自動車株式会社の株式の一部(それぞれの発行済株式総数の80.0%)を、和泰汽車股份有限公司(英文表記:HO TAI MOTOR CO., LTD.)に譲渡して経営権を移管すること、並びに、②日野自動車の連結子会社である静岡日野自動車株式会社の株式の一部(発行済株式総数の88.5%)を、愛知日野自動車株式会社に譲渡して経営権を移管することを決議し、同日付で和泰汽車股份有限公司及び愛知日野自動車株式会社それぞれとの間で株式譲渡契約を締結いたしました。当該経営権移管等の詳細につきましては、日野自動車が2025年12月18日付で公表した「和泰汽車股份有限公司(HO TAI MOTOR CO., LTD.)及び愛知日野自動車株式会社への経営権移管に伴う連結子会社の異動並びに特別利益(関係会社株式売却益)の計上に関するお知らせ」もご参照ください。

(持分法適用関連会社の異動)

日野自動車は、2025年12月19日付の取締役会決議において、スパークス・グループ株式会社が無限責任組合員を務める日本モノづくり未来投資事業有限責任組合が発行済株式の全てを所有する ARTS-4 株式会社(以下「公開買付者」)との間で、公開買付者による日野自動車の持分法適用関連会社である澤藤電機株式会社(以下「澤藤電機」)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」)に対し応募しない旨を定めた二者間契約書を、また、公開買付者及び澤藤電機との間で、本公開買付けの成立を条件とする澤藤電機の株主を日野自動車及び公開買付者のみとするための澤藤電機の普通株式(以下「澤藤電機株式」)の併合及び澤藤電機の自己株式取得による日野自動車が所有する全ての澤藤電

機株式の譲渡を通じた公開買付者による澤藤電機の完全子会社化取引（以下「本取引」）を実施する旨を定めた三者間契約書を承認の上、締結しました。本取引により、澤藤電機は日野自動車の持分法適用関連会社から外れる予定です。詳細につきましては、日野自動車が2025年12月19日付で公表した「持分法適用関連会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」もご参照ください。

（ニュージーランドの集団訴訟）

日野自動車は、2025年3月31日に開示した「ニュージーランドにおける当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」に記載のニュージーランドの集団訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、本件訴訟が長期化することによる日野自動車の今後の経営に与える影響等を総合的に考慮し、本件訴訟を全て終結させることとし、2025年12月25日開催の取締役会において、原告団との間の和解契約を承認しました。詳細につきましては、日野自動車が2025年12月25日付で公表した「ニュージーランドにおける当社に対する訴訟の和解及び特別損失の計上に関するお知らせ」もご参照ください。

（和泰汽車股份有限公司の持分の売却）

日野自動車は、2026年1月16日開催の取締役会において、日野自動車が保有する和泰汽車股份有限公司（英文表記：HO TAI MOTOR CO., LTD.）の持分の全部をトヨタに売却することに係るトヨタとの間の持分譲渡契約の締結を決議の上で、同日付で当該持分譲渡契約を締結し、同年2月26日付で和泰汽車股份有限公司の持分の全部をトヨタに売却いたしました。当該持分の売却の詳細につきましては、日野自動車が2026年1月16日付で公表した「和泰汽車股份有限公司（HO TAI MOTOR CO., LTD.）の持分の売却に伴う特別利益（投資有価証券売却益）の計上に関するお知らせ」もご参照ください。

（自己株式の消却）

日野自動車は、2026年2月27日開催の取締役会において、ARCHION株式会社が日野自動車の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において日野自動車が保有する自己株式の全部を消却することを決議いたしました。詳細につきましては、日野自動車が2026年2月27日付で公表した「自己株式の消却に関するお知らせ」もご参照ください。

6. 吸収分割承継会社についての事項

- (1) 会社の成立の日における貸借対照表
別紙(2)のとおりです。
- (2) 臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 会社の成立の日後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。

7. 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

日野自動車及びトヨタ自動車羽村は、本吸収分割により日野自動車がトヨタ自動車羽村に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される日野自動車及びトヨタ自

自動車羽村の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の日野自動車及びトヨタ自動車羽村の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

8. **事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項**
変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以 上

別紙（１）
吸収分割契約の内容

[添付のとおり]



吸収分割契約

日野自動車株式会社（以下「甲」という。）及びトヨタ自動車羽村株式会社（以下「乙」という。）は、甲の羽村工場（所在地：東京都羽村市緑ヶ丘3丁目1番地1）で行われる自動車製造事業、自動車部品製造事業及び工機保全事業（但し、羽村工場に所在のテストコースにおける開発事業及びお客様テクニカルセンターに係る事業並びに第6工場におけるKD業務、補給部品の梱包及び出荷等の業務に係る事業を除く。以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させることに関し、2025年11月27日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、本吸収分割効力発生日（第3条に定義される。）をもって、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第2条第29号に定める吸収分割の方法により、承継対象事業に関して有する第4条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第2条 （当事者）

本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
商号：日野自動車株式会社
住所：東京都日野市日野台3-1-1
- (2) 乙：吸収分割承継会社
商号：トヨタ自動車羽村株式会社
住所：東京都羽村市緑ヶ丘三丁目1番地1

第3条 （吸収分割の効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本吸収分割効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第4条 （権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙の「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受けの方法によるものとする。
3. 本契約において明示的に本吸収分割による承継の対象として定める債務のほか、本吸収分割においては甲のいかなる債務（潜在債務、偶発債務、簿外債務を含む。）も承継しない。

第5条 （本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲の完全子会社であるため、本吸収分割に際し、甲に対して一切の対価を交付しない。

第6条 （増加すべき資本金及び準備金）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第7条 （株主総会の決議）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、株主総会の決議による承認を得ないで本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定により、株主総会の決議による承認を得ないで本吸収分割を行う。

第8条 （競業避止義務）

甲及び乙は、本吸収分割効力発生日以後において、甲が会社法第 21 条に定める競業避止義務を負わないことを確認する。

第9条 （協議事項等）

本契約に定めのない事項又は本契約に定める各条項に疑義が生じた場合、その他本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議の上、合意によりこれを決定する。

(以下本頁余白)

以上の合意を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

2025 年 11 月 27 日

(甲) 日野自動車株式会社
東京都日野市日野台 3-1-1
代表取締役社長 小木曾聡



(乙) トヨタ自動車羽村株式会社
東京都羽村市緑ヶ丘三丁目1番地1
代表取締役社長 青木是篤



別紙 承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務は、本吸収分割効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という。）において甲が有する以下に記載する資産、債務、契約その他の権利義務とする。なお、資産及び負債の額の評価については、2025年9月30日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに基準時までの増減を加減した上で確定する。

1 資産

A. 基準時において甲が承継対象事業に関して有する以下の資産。

(1) 流動資産

(i) 以下に相当する額の現預金

- (a) 承継対象事業に主として従事する従業員（以下「承継対象従業員」という。）に係る退職一時金
- (b) 承継対象従業員に係るリフレッシュ休暇制度における自己啓発支援金（本吸収分割効力発生日の前日までに支給要件を充足した者に係るものに限る。）
- (c) 承継対象従業員に係る未払費用（賞与及び賞与に係る社会保険料）（本吸収分割効力発生日以後に承継対象従業員に対し支払われる賞与のうち、本吸収分割効力発生日の前日までをその支給対象期間とする賞与に関するものに限る。）
- (d) 期間従業員である承継対象従業員に係る慰労金及び満了報奨金（本吸収分割効力発生日までに発生し、承継対象従業員に対して未払いの部分に限る。）

(ii) 仕掛品、原材料及び貯蔵品

(iii) その他流動資産

(2) 有形固定資産

- (i) 土地並びに建物及び建設仮勘定（建設中の建物を含む。）
- (ii) 構築物、機械装置及び運搬具、金工具、器具及び備品等並びにリース資産（製作中のものを含む。）
- (iii) 金型、部品等
- (iv) 車両
- (v) 本事業を運営するために必要な帳簿、記録及び書類

(3) 無形固定資産

- (i) ソフトウェア（開発中のものを含む。）
- (ii) 羽村工場内で使用する電話回線に関わる加入権一式

(4) 以下のものを含む投資その他の資産

承継対象従業員に係る前払年金費用（承継対象従業員に係る退職給付信託を除く。）

(5) 繰延税金資産

B. 基準時において甲が羽村工場に所在のテストコースにおける開発事業及びお客様テクニカルセンターに係る事業に関して有する土地、建物及び建設仮勘定（建設中の建物を含む。）並びに設備及び装置

C. 基準時において甲が羽村工場第6工場におけるKD業務、補給部品の梱包及び出荷等の業務に係る事業に関して有する土地、建物及び建設仮勘定（建設中の建物を含む。）並びに設備及び装置等

2 知的財産権

基準時において甲が承継対象事業に関して有する特許権、著作権及び営業秘密

3 負債

基準時において甲が承継対象事業に関して有する以下の負債。

(1) 流動負債

(i) 資産除去債務

(ii) リース債務

(iii) 以下に関する未払費用

(a) 承継対象従業員に係る賞与及び賞与に係る社会保険料（本吸収分割効力発生日以後に承継対象従業員に対し支払われる賞与のうち、本吸収分割効力発生日の前日までをその支給対象期間とする賞与に関するものに限る。）

(b) 承継対象従業員に係るリフレッシュ休暇制度における自己啓発支援金（本吸収分割効力発生日の前日までに支給要件を充足した者に係るものに限る。）

(c) 期間従業員である承継対象従業員に係る慰労金及び満了報奨金（本吸収分割効力発生日までに発生し、承継対象従業員に対して未払いの部分に限る。）

(2) 固定負債

(i) 承継対象従業員に係る退職給付引当金（承継対象従業員に係る退職給付信託を除く。）

(ii) 金型に係る長期前受金

(3) 繰延税金負債

但し、甲が基準時において負担し又は基準時後に負担する、不法行為又は製造物責任に基づく債務その他の潜在債務、偶発債務及び簿外債務は、承継対象事業に関連する



か否かにかかわらず、上記(1)及び(2)の承継対象の負債から除外する。

4 契約等（雇用契約等を除く。）

基準時において甲が承継対象事業に関して有する有効な売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、共同研究開発契約、ライセンス契約、回線契約、割賦契約その他承継対象事業に関する一切の契約、合意及び覚書（但し、承継対象事業以外の事業にも関連する契約については、承継対象事業に関連する部分に限る。以下、併せて「契約等」という。）並びにこれらに係る甲の権利義務及び契約上の地位（本吸収分割効力発生日以後に納品される建物、構築物、機械装置、運搬具、金工具、器具又は備品設備に関する発注に係る契約に基づくものを除く。）。

但し、以下 5 の雇用契約等、承継対象事業に関する調達、製造受委託、販売又は物流関連の契約等は、承継対象の契約等から除外する。

上記にかかわらず、(i)本吸収分割効力発生日までに発注した部品であって、本吸収分割効力発生日までに甲に所有権が移転していないものについて、検収完了や引渡し等の一定の条件の充足により当該動産の所有権を取得する甲の地位（潜在的な契約上の責任を追及する権利その他当該動産に関する契約上の一切の権利等を含む。）及び(ii)一部の承継対象事業に関する製造受委託の契約等については、承継対象の契約等を含む。

5 雇用契約等

承継対象従業員との間の雇用契約、出向契約又は派遣契約（但し、承継対象事業以外の事業にも関連する契約については、承継対象事業に関連する部分に限る。）及びこれに係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務。

但し、甲が、当該従業員に関連して、基準時において負担する従業員の福利厚生又は報酬制度に関連する一切の債務、並びに基準時において負担し又は基準時後に負担する偶発債務及び簿外債務は、承継されないものとする。

6 許認可等

基準時において甲が承継対象事業に関して取得している許可、認可、承認、登録、届出等のうち甲の他の事業に係わらないもので、法令上会社分割に伴い乙において承継することができるもの。



別紙（１）－２

吸収分割契約に関する変更覚書

[添付のとおり]



吸収分割契約に関する変更覚書

日野自動車株式会社（以下「甲」という。）及びトヨタ自動車羽村株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で締結された2025年11月27日付吸収分割契約（以下「原契約」という。）の変更について、以下のとおり合意し、2026年3月17日（以下「本覚書締結日」という。）付で、この吸収分割契約に関する変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（定義）

本覚書において用いられる用語は、別段の定めのない限り、原契約において定義される意味を有するものとする。

第2条（原契約の変更）

原契約第4条及び別紙を以下のとおり変更する。

（変更前）

第4条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙の「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受けの方法によるものとする。
3. 本契約において明示的に本吸収分割による承継の対象として定める債務のほか、本吸収分割においては甲のいかなる債務（潜在債務、偶発債務、簿外債務を含む。）も承継しない。

別紙 承継対象権利義務明細表

1 資産

（中略）

- C. 基準時において甲が羽村工場第6工場におけるKD業務、補給部品の梱包及び出荷等の業務に係る事業に関して有する土地、建物及び建設仮勘定（建設中の建物を含む。）並びに設備及び装置等

（中略）

4 契約等（雇用契約等を除く。）

基準時において甲が承継対象事業に関して有する有効な売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、共同研究開発契約、ライセンス契約、回線契約、割賦契約その他承継対象事業に関する一切の契約、合意及び覚書（但し、承継対象事業以外の事業にも



関連する契約については、承継対象事業に関連する部分に限る。以下、併せて「契約等」という。)並びにこれらに係る甲の権利義務及び契約上の地位(本吸収分割効力発生日以後に納品される建物、構築物、機械装置、運搬具、金工具、器具又は備品設備に関する発注に係る契約に基づくものを除く。)

但し、以下5の雇用契約等、承継対象事業に関する調達、製造受委託、販売又は物流関連の契約等は、承継対象の契約等から除外する。

上記にかかわらず、(i)本吸収分割効力発生日までに発注した部品であって、本吸収分割効力発生日までに甲に所有権が移転していないものについて、検収完了や引渡し等の一定の条件の充足により当該動産の所有権を取得する甲の地位(潜在的な契約上の責任を追及する権利その他当該動産に関する契約上の一切の権利等を含む。)及び(ii)一部の承継対象事業に関する製造受委託の契約等については、承継対象の契約等を含む。

(後略)

(変更後)

第4条(権利義務の承継)

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙の「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受けの方法によるものとする。但し、本吸収分割効力発生日以後に納品される構築物、機械装置、運搬具、金工具、器具又は備品設備に関する発注に係る契約に基づく債務の承継は、併存的債務引受けの方法によるものとする。
3. 本契約において明示的に本吸収分割による承継の対象として定める債務のほか、本吸収分割においては甲のいかなる債務(潜在債務、偶発債務、簿外債務を含む。)も承継しない。

別紙 承継対象権利義務明細表

1 資産

(中略)

C. 基準時において甲が羽村工場第6工場におけるKD業務、補給部品の梱包及び出荷等の業務に係る事業に関して有する土地、建物及び建設仮勘定(建設中の建物を含む。)、設備及び装置等、機動車及びその保守用品等、KD部品及びその構成品等並びに補給部品及びその構成品等

D. 基準時において甲が有する資産のうち、甲及び乙が別途合意する資産

(中略)

4 契約等（雇用契約等を除く。）

基準時において甲が承継対象事業に関して有する有効な売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、共同研究開発契約、ライセンス契約、回線契約、割賦契約その他承継対象事業に関する一切の契約、合意及び覚書（但し、承継対象事業以外の事業にも関連する契約については、承継対象事業に関連する部分に限る。以下、併せて「契約等」という。）並びにこれらに係る甲の権利義務及び契約上の地位。

但し、以下5の雇用契約等、承継対象事業に関する調達、製造受委託、販売又は物流関連の契約等は、承継対象の契約等から除外する。

上記にかかわらず、(i)本吸収分割効力発生日までに発注した部品であって、本吸収分割効力発生日までに甲に所有権が移転していないものについて、検収完了や引渡し等の一定の条件の充足により当該動産の所有権を取得する甲の地位（潜在的な契約上の責任を追及する権利その他当該動産に関する契約上の一切の権利等を含む。）、(ii)本吸収分割効力発生日以後に納品される構築物、機械装置、運搬具、金工具、器具又は備品設備に関する発注に係る契約であって甲及び乙が別途合意するもの、及び(iii)一部の承継対象事業に関する製造受委託の契約等については、承継対象の契約等を含む（但し、いずれも承継対象事業以外の事業にも関連する契約については、承継対象事業に関連する部分に限る。）。

（後略）

第3条（原契約の規定等）

1. 本覚書は、原契約を更改するものでない。
2. 本覚書第2条に規定されるものを除き、原契約の条項は、本覚書の締結後も、引き続き完全な効力を有するものとする。
3. 本覚書に基づき変更される事項は、本覚書締結日以降の事象について適用し、本覚書締結日より前に生じた事象については、本覚書による変更前の原契約の内容に従って解釈される。

第4条（誠実協議等）

本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める各条項に疑義が生じた場合、その他本吸収分割に関し必要な事項については、原契約及び本覚書の趣旨に基づき甲乙協議の上、合意によりこれを決定する。

[以下余白]

以上の合意を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2026年3月17日

(甲) 日野自動車株式会社
東京都日野市日野台3-1-1
代表取締役社長 小木曾聡



以上の合意を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2026年3月17日

(乙) トヨタ自動車羽村株式会社
東京都羽村市緑ヶ丘三丁目1番地1
代表取締役社長 青木是篤





別紙（２）

トヨタ自動車羽村の成立の日における貸借対照表

トヨタ自動車羽村株式会社設立時貸借対照表			
（単位：円）			
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1	流動負債	-
現金	1		
固定資産	-	固定負債	-
		負債合計	-
		純資産の部	
		株主資本	1
		資本金	1
		資本剰余金	-
		利益剰余金	-
		純資産	1
資産合計	1	負債・純資産合計	1